

原産地証明手続きの電子化がEPA利用を後押し

◆原産地証明手続きの電子化が加速している

2023年7月18日、日本がインド、マレーシアと締結する経済連携協定（EPA）において、原産地証明書の電子化が始まった。対象は、日インド包括的経済連携協定、日マレーシア経済連携協定と日ASEAN包括的経済連携協定である。低税率なEPA特惠関税を利用するには、EPAの原産地規則を充足し、かつその事実を原産地証明書に記載して輸入通関時に提示する必要がある。従来は、輸出者が原本を輸入者に送付し、輸入者が税関に提示する必要があったが、今後は輸入者がPDF形式の証明書を受領し、これを印刷して税関に提示することが可能となった。

原産地証明書の電子化の恩恵は多々ある。実務的なところでは、輸入者への郵送コストの削減があるが、最も大きな効果はリードタイムの削減であろう。現在は、輸出者が日商の発給システムで申請し、原則2営業日後に紙原本が発給され、手数料を納付してから日商の窓口に取りに行く（または郵送の手配をする）必要がある。その後、受領した原本を輸入者へ送付するのだが、この間に貨物が輸出先国に到着してしまうケースがある。輸入通関時に原産地証明書がないと、EPA特惠関税を利用できない。いったん通常の税率で関税を納付し、事後に還付請求できるEPAもあるが、その手続きは煩雑だ。

◆EPA特惠関税の利用向上のためにも、さらなる電子化の促進を期待

その意味で、原産地手続きの電子化は非常に価値の高い制度改善といえよう。電子化を促したのは産業界からの強い要請だ。新型コロナパンデミックによる非接触対応要請が出たことも追い風となり、20年からPDF方式や電子交換方式などの具体的な電子化議論が活発化した。そして22年1月に初めて日タイEPAでPDF形式の原産地証明書の利用が始まり、23年7月時点で原産地証明書の8割が電子化される状況となった。23年4月のJETRO調査によれば、企業のEPA特惠関税利用率は20年10月時点に比べて13.8%ポイント伸び、電子手続きの導入が大きく寄与したとの分析も出ている。EPA特惠関税の活用は、今や競争優位を維持するための必須事項となっているため、電子化がさらに進むことを期待したい。【田中雄作】